

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案新旧対照条文目次

一	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第九十二号）	：（第一条関係）	1
二	独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）	：（第二条関係）	11
三	独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第八十四号）	：（第三条関係）	15
四	独立行政法人家畜改良センター法（平成十一年法律第八十五号）	：（第四条関係）	18
五	独立行政法人林木育種センター法（平成十一年法律第八十九号）	：（第五条関係）	21
六	独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第九十一号）	：（第六条関係）	24
七	独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第九十三号）	：（第七条関係）	27
八	独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号）	：（第八条関係）	30
九	独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第九十七号）	：（第九条関係）	33
十	独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）	：（第十条関係）	36
十一	水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）	：（附則第二十四条関係）	39
十二	農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）	：（附則第二十五条関係）	40
十三	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）	：（附則第二十六条関係）	41
十四	食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）	：（附則第二十七条関係）	44
十五	印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）	：（附則第二十八条関係）	45
十六	農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）	：（附則第二十九条関係）	46

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案新旧対照条文  
 ○ 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第九十二号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法</p> <p>目次            第一章 総則（第一条―第八条）            第二章 役員及び職員（第九条―第十三条）            第三章 業務等（第十四条―第十七条）            第四章 雑則（第十八条―第二十三条）            第五章 罰則（第二十四条・第二十五条）            附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）            第一条 この法律は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）            第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構とする。</p> <p>（研究機構の目的）            第四条 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）は、農業及び食品産業に関する技術上の総合</p>	<p>独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法</p> <p>目次            第一章 総則（第一条―第九条）            第二章 役員（第十条―第十二条）            第三章 業務等（第十三条―第十八条）            第四章 雑則（第十九条―第二十四条）            第五章 罰則（第二十五条）            附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）            第一条 この法律は、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）            第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構とする。</p> <p>（研究機構の目的）            第四条 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（以下「研究機構」という。）は、農業に関する技術上の試験及び研究等</p>

的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。

2 (略)

「削る。」

(事務所)

第五条 (略)

(資本金)

第六条 (略)

2 (略)

3 政府は、前項の規定により研究機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、研究機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第十五条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

4 政府以外の者は、研究機構に出資しようとする場合は、第十五条第二号から第四号までに掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資しなければならない。この場合において、当該政府以外の者は、同条第二号から第四号までに掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

第七条 (略)  
(持分の払戻し等の禁止)

を行うことにより、農業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金の出資及び貸付け等を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資することを目的とする。

2 (略)

(特定独立行政法人)

第五条 研究機構は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

(事務所)

第六条 (略)

(資本金)

第七条 (略)

2 (略)

3 政府は、前項の規定により研究機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、研究機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第十四条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

4 政府以外の者は、研究機構に出資しようとする場合は、第十四条第二号から第四号までに掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資しなければならない。この場合において、当該政府以外の者は、同条第二号から第四号までに掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

第八条 (略)  
(持分の払戻し等の禁止)

(持分の譲渡し等)

第八条 (略)

第二章 役員及び職員

(役員)

第九条 (略)

(副理事長及び理事の職務及び権限等)

第十条 (略)

(役員任期)

第十一条 (略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十二条 研究機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十三条 研究機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十四条 研究機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、農業生産に関する技術、農業工学

(持分の譲渡し等)

第九条 (略)

第二章 役員

(役員)

第十条 (略)

(副理事長及び理事の職務及び権限等)

第十一条 (略)

(役員任期)

第十二条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十三条 研究機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 農業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、農業に関する技術上の試験及び研

に係る技術その他の農業に関する技術及び食品産業に関する技術についての試験及び研究並びに調査並びにこれらに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと（次項に規定する業務に該当するもの及び農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。）。

三 (略)

四 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。

五 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。

六 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等（政府及び独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）以外の者に委託して行い、その成果を普及すること（前号に掲げる業務に該当するものを除く。）。

七 政府等以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験及び研究を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。

八 (略)

九 (略)

十 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。  
〔削る。〕

十一 (略)

2 (略)

(区分経理)

第十五条 研究機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条第一項第一号から第四号まで及び第十号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと（次項に規定する業務に該当するもの及び農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。）。

三 (略)

四 民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。

五 政府等（政府及び独立行政法人をいう。次号において同じ。）以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験及び研究を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。

六 (略)

七 (略)

八 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。

九 (略)

2 (略)

(区分経理)

第十四条 研究機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

二 前条第一項第五号に掲げる業務及びこれらに附帯する業務

三 前条第一項第六号から第九号までに掲げる業務及びこれに附帯する業務

四 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第十六条 研究機構は、前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、主務省（前条第二号に掲げる業務に係るものについては、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省）の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 (略)

4 前条第三号に掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5 第一項から第三項までの規定は、前条第三号に掲げる業務に係る勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法

二 前条第一項第四号から第七号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

三 前条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

四 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第十五条 研究機構は、前条第一号、第三号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、主務省（前条第三号に掲げる業務に係るものについては、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省）の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 (略)

4 前条第二号に掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5 第一項から第三項までの規定は、前条第二号に掲げる業務に係る勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法

第四十四条第一項」とあるのは「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、第二項中「主務省（前条第二号に掲げる業務に係るものについては、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省）」とあるのは「農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省」と読み替えるものとする。

6  
(略)

「削る。」

第四十四条第一項」とあるのは「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、第二項中「主務省（前条第三号に掲げる業務に係るものについては、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省）」とあるのは「農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省」と読み替えるものとする。

6  
(略)

(長期借入金)

第十六条 研究機構は、第十三条第一項第四号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(償還計画)

第十七条 研究機構は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(余裕金の運用の特例)

第十七条 研究機構は、第十五条第三号及び第四号に掲げる業務に係る業務上の余裕金については、通則法第四十七条に規定する方法によるほか、財政融資資金への預託により運用することができる。

第十八条 研究機構は、第十四条第二号及び第四号に掲げる業務に係る業務上の余裕金については、通則法第四十七条に規定する方法によるほか、財政融資資金への預託により運用することができる。

第四章 雑則

(緊急時の要請)

第十八条 農林水産大臣は、次に掲げるときは、研究機構に対し、第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施すべきことを要請することができる。

一 農作物、家畜又は家きんに重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるとき。

二 品質が適正でない食品が流通し、又は流通するおそれがあり、これを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認められる場合において、一般消費者の利益を保護するため緊急の必要があると認めるとき。

2 (略)

(出資者原簿)

第十九条 (略)

2 出資者原簿には、第十五条第二号から第四号までに掲げる業務に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

(残余財産の分配)

第二十条 研究機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第十五条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を政府に対し、同条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し、同条第三号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し、同条第四号に掲げる業務に係る勘定に属

第四章 雑則

(緊急時の要請)

第十九条 農林水産大臣は、農作物、家畜又は家きんに重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究機構に対し、第十三条第一項第一号及び第二号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施すべきことを要請することができる。

2 (略)

(出資者原簿)

第二十条 (略)

2 出資者原簿には、第十四条第二号から第四号までに掲げる業務に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

(残余財産の分配)

第二十一条 研究機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第十四条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を政府に対し、同条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し、同条第三号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し、同条第四号に掲げる業務に係る勘定に属



する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により第十五条第二号から第四号までに掲げる業務に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 (略)

(協議)

第二十一条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第六条第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 第十六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)

一)の規定による承認をしようとするとき。

2 主務大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による認可(第十五条第二号又は第三号に掲げる業務に係る部分に限る。)をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(主務大臣等)

第二十二条 この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第十五条第二号又は第三号に掲げる業務に係る資本金の増加、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表、利益及び損失の処理並びに借入金に関する事項については、農林水産大臣、財務大臣及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣

三 第十五条第一号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣

四 第十五条第二号又は第三号に掲げる業務であつて、農林漁業及び飲食品製造業(酒類製造業を除く。)に係るものに関する

属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により第十四条第二号から第四号までに掲げる業務に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 (略)

(協議)

第二十二条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第七条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第十五条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)

一)の規定による承認をしようとするとき。

2 主務大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による認可(第十四条第二号又は第三号に掲げる業務に係る部分に限る。)をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(主務大臣等)

第二十三条 この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第十四条第二号又は第三号に掲げる業務に係る資本金の増加、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表、利益及び損失の処理並びに借入金に関する事項については、農林水産大臣、財務大臣及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣

三 第十四条第一号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣

四 第十四条第二号又は第三号に掲げる業務であつて、農林漁業及び飲食品製造業(酒類製造業を除く。)に係るものに関する

る事項については、農林水産大臣

五 第十五条第二号又は第三号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣

六 第十五条第二号又は第三号に掲げる業務であつて、第二条第三号の政令で定める業種に属する事業に係るものに関する事項については、当該事業を所管する大臣

七 第十五条第四号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣

2・3 (略)

(独立行政法人評価委員会からの意見聴取等)

第二十三条 前条第一項第二号に規定する事項に関する通則法第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十八条第三項、第四十四条第四項及び第四十五条第四項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会、財務省の独立行政法人評価委員会及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 (略)

3 前条第一項第六号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会」とする。

4 (略)

## 第五章 罰則

第二十四条 第十二条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

る事項については、農林水産大臣

五 第十四条第二号又は第三号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣

六 第十四条第二号又は第三号に掲げる業務であつて、第二条第三号の政令で定める業種に属する事業に係るものに関する事項については、当該事業を所管する大臣

七 第十四条第四号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣

2・3 (略)

(独立行政法人評価委員会からの意見聴取等)

第二十四条 前条第一項第二号に規定する事項に関する通則法第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十八条第三項、第四十四条第四項及び第四十五条第四項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会、財務省の独立行政法人評価委員会及び独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 (略)

3 前条第一項第六号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会」とする。

4 (略)

## 第五章 罰則

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十四条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十三条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

○ 独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―<u>第五条</u>）</p> <p>第二章 役員及び職員（<u>第六条</u>―<u>第十条</u>）</p> <p>第三章 業務等（<u>第十一条</u>―<u>第十四条</u>）</p> <p>第四章 雑則（<u>第十五条</u>・<u>第十六条</u>）</p> <p>第五章 罰則（<u>第十七条</u>・<u>第十八条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（センターの目的）</p> <p>第三条 独立行政法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）は、水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化及び放流を行うことを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>「削る。」</p> <p>（事務所）</p> <p><u>第四条</u> （略）</p> <p>（資本金）</p> <p><u>第五条</u> （略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―<u>第六条</u>）</p> <p>第二章 役員（<u>第七条</u>―<u>第九条</u>）</p> <p>第三章 業務等（<u>第十条</u>―<u>第十三条</u>）</p> <p>第四章 雑則（<u>第十四条</u>・<u>第十五条</u>）</p> <p>第五章 罰則（<u>第十六条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（センターの目的）</p> <p>第三条 独立行政法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）は、水産に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、水産に関する技術の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p><u>第四条</u> センターは、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所）</p> <p><u>第五条</u> （略）</p> <p>（資本金）</p> <p><u>第六条</u> （略）</p>

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第七条 (略)

(役員任期)

第八条 (略)

(役員及び職員秘密保持義務)

第九条 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員地位)

第十条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 センターは、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 三 (略)

四 さけ類及びます類のふ化及び放流(個体群の維持のためのもに限る。)を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 5 (略)

第二章 役員

(役員)

第七条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員任期)

第九条 (略)

(役員及び職員秘密保持義務)

第十条 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員地位)

第十条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 センターは、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 三 (略)

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 5 (略)

(調査結果の公表等)

第十二条 (略)

(区分経理)

第十三条 センターは、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十一条第一項、第四項及び第五項に規定する業務
- 二 第十一条第二項に規定する業務

(積立金の処分)

第十四条 センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条第一項及び第二項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 4 (略)

#### 第四章 雑則

(緊急時の要請)

第十五条 農林水産大臣は、水産動植物に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、センターに対し、第十一条第一項第一号及び第三号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析、鑑定又は技術の開発を実施すべきことを要請することができる。

2 (略)

(調査結果の公表等)

第十一条 (略)

(区分経理)

第十二条 センターは、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十条第一項、第四項及び第五項に規定する業務
- 二 第十条第二項に規定する業務

(積立金の処分)

第十三条 センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条第一項及び第二項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 4 (略)

#### 第四章 雑則

(緊急時の要請)

第十四条 農林水産大臣は、水産動植物に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、センターに対し、第十条第一項第一号及び第三号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析、鑑定又は技術の開発を実施すべきことを要請することができる。

2 (略)

(主務大臣等)

第十六条 (略)

第五章 罰則

第十七条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十四条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

(主務大臣等)

第十五条 (略)

第五章 罰則

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十三条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

○ 独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第百八十四号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―<u>第五条</u>）</p> <p>第二章 役員及び職員（<u>第六条</u>―<u>第十条</u>）</p> <p>第三章 業務等（<u>第十一条</u>・<u>第十二条</u>）</p> <p>第四章 雑則（<u>第十三条</u>）</p> <p>第五章 罰則（<u>第十四条</u>・<u>第十五条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（センターの目的）</p> <p>第三条 独立行政法人種苗管理センター（以下「センター」という。）は、農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査、ばれいしよ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図ることを目的とする。</p> <p>「削る。」</p> <p>（事務所）</p> <p><u>第四条</u> （略）</p> <p>（資本金）</p> <p><u>第五条</u> （略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―<u>第六条</u>）</p> <p>第二章 役員（<u>第七条</u>―<u>第九条</u>）</p> <p>第三章 業務等（<u>第十条</u>・<u>第十一条</u>）</p> <p>第四章 雑則（<u>第十二条</u>）</p> <p>第五章 罰則（<u>第十三条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（センターの目的）</p> <p>第三条 独立行政法人種苗管理センター（以下「センター」という。）は、農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査、ばれいしよ<u>その他の農作物</u>の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図ることを目的とする。</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p><u>第四条</u> センターは、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所）</p> <p><u>第五条</u> （略）</p> <p>（資本金）</p> <p><u>第六条</u> （略）</p>



第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第七条 (略)

(役員の任期)

第八条 (略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

三 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。

四・五 (略)

2・3 (略)

第二章 役員

(役員)

第七条 (略)

(理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員の任期)

第九条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

三 ばれいしょ、茶樹及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。

四・五 (略)

2・3 (略)

(積立金の処分)

第十二条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十三条 (略)

第五章 罰則

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十二条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

(積立金の処分)

第十一条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十二条 (略)

第五章 罰則

第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

○ 独立行政法人家畜改良センター法（平成十一年法律第百八十五号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条―第十条）</p> <p>第三章 業務等（第十一条・第十二条）</p> <p>第四章 雑則（第十三条）</p> <p>第五章 罰則（第十四条・第十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>〔削る。〕</p> <p>（事務所）</p> <p>第四条（略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第五条（略）</p> <p>第二章 役員及び職員（役員）</p> <p>第六条（略）</p> <p>（理事の職務及び権限等）</p> <p>第七条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員（第七条―第九条）</p> <p>第三章 業務等（第十条・第十一条）</p> <p>第四章 雑則（第十二条）</p> <p>第五章 罰則（第十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p>第四条 センターは、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所）</p> <p>第五条（略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第六条（略）</p> <p>第二章 役員（役員）</p> <p>第七条（略）</p> <p>（理事の職務及び権限等）</p> <p>第八条（略）</p>

(役員任期)

第八条 (略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 (略)

(積立金の処分)

第十二条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十三条 (略)

第五章 罰則

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

(役員任期)

第九条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 (略)

(積立金の処分)

第十一条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十二条 (略)

第五章 罰則

第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。  
二 第十二条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。  
二 第十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

○ 独立行政法人林木育種センター法（平成十一年法律第百八十九号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条―第十条）</p> <p>第三章 業務等（第十一条・第十二条）</p> <p>第四章 雑則（第十三条）</p> <p>第五章 罰則（第十四条・第十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>〔削る。〕</p> <p>（事務所）</p> <p>第四条（略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第五条（略）</p> <p>第二章 役員及び職員（役員）</p> <p>第六条（略）</p> <p>（理事の職務及び権限等）</p> <p>第七条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員（第七条―第九条）</p> <p>第三章 業務等（第十条・第十一条）</p> <p>第四章 雑則（第十二条）</p> <p>第五章 罰則（第十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p>第四条 センターは、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所）</p> <p>第五条（略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第六条（略）</p> <p>第二章 役員（役員）</p> <p>第七条（略）</p> <p>（理事の職務及び権限等）</p> <p>第八条（略）</p>

(役員任期)

第八条 (略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 (略)

(積立金の処分)

第十二条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十三条 (略)

第五章 罰則

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

(役員任期)

第九条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 (略)

(積立金の処分)

第十一条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十二条 (略)

第五章 罰則

第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。  
二 第十二条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。  
二 第十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。



改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条―第十条）</p> <p>第三章 業務等（第十一条・第十二条）</p> <p>第四章 雑則（第十三条）</p> <p>第五章 罰則（第十四条・第十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>〔削る。〕</p> <p>（事務所）</p> <p>第四条（略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第五条（略）</p> <p>第二章 役員及び職員（役員）</p> <p>第六条（略）</p> <p>（理事の職務及び権限等）</p> <p>第七条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員（第七条―第九条）</p> <p>第三章 業務等（第十条・第十一条）</p> <p>第四章 雑則（第十二条）</p> <p>第五章 罰則（第十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p>第四条 大学校は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所）</p> <p>第五条（略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第六条（略）</p> <p>第二章 役員（役員）</p> <p>第七条（略）</p> <p>（理事の職務及び権限等）</p> <p>第八条（略）</p>

(役員任期)

第八条 (略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 大学の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 大学の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 (略)

(積立金の処分)

第十二条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十三条 (略)

第五章 罰則

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした大学の役員は、二十万円以下の過料に処する。

(役員任期)

第九条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 (略)

(積立金の処分)

第十一条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十二条 (略)

第五章 罰則

第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした大学の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。  
二 第十二条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。  
二 第十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

○ 独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第百九十三号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条―第十条）</p> <p>第三章 業務等（第十一条・第十二条）</p> <p>第四章 雑則（第十三条）</p> <p>第五章 罰則（第十四条・第十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>「削る。」</p> <p>（事務所）</p> <p>第四条（略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第五条（略）</p> <p>第二章 役員及び職員（役員）</p> <p>第六条（略）</p> <p>（理事の職務及び権限等）</p> <p>第七条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員（第七条―第九条）</p> <p>第三章 業務等（第十条・第十一条）</p> <p>第四章 雑則（第十二条）</p> <p>第五章 罰則（第十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p>第四条 研究所は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所）</p> <p>第五条（略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第六条（略）</p> <p>第二章 役員（役員）</p> <p>第七条（略）</p> <p>（理事の職務及び権限等）</p> <p>第八条（略）</p>

(役員任期)

第八条 (略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 (略)

(積立金の処分)

第十二条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十三条 (略)

第五章 罰則

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

(役員任期)

第九条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 (略)

(積立金の処分)

第十一条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十二条 (略)

第五章 罰則

第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。  
二 第十二条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。  
二 第十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

○ 独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十四号）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―<u>第五条</u>）</p> <p>第二章 役員及び職員（<u>第六条</u>―<u>第十条</u>）</p> <p>第三章 業務等（<u>第十一条</u>・<u>第十二条</u>）</p> <p>第四章 雑則（<u>第十三条</u>・<u>第十四条</u>）</p> <p>第五章 罰則（<u>第十五条</u>・<u>第十六条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>「削る。」</p> <p>（事務所）</p> <p><u>第四条</u>（略）</p> <p>（資本金）</p> <p><u>第五条</u>（略）</p> <p>第二章 役員及び職員（役員）</p> <p><u>第六条</u>（略）</p> <p>（理事の職務及び権限等）</p> <p><u>第七条</u>（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―<u>第六条</u>）</p> <p>第二章 役員（<u>第七条</u>―<u>第九条</u>）</p> <p>第三章 業務等（<u>第十条</u>・<u>第十一条</u>）</p> <p>第四章 雑則（<u>第十二条</u>・<u>第十三条</u>）</p> <p>第五章 罰則（<u>第十四条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p><u>第四条</u> 研究所は、通則法<u>第二条</u>第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所）</p> <p><u>第五条</u>（略）</p> <p>（資本金）</p> <p><u>第六条</u>（略）</p> <p>第二章 役員（役員）</p> <p><u>第七条</u>（略）</p> <p>（理事の職務及び権限等）</p> <p><u>第八条</u>（略）</p>

(役員任期)

第八条 (略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 (略)

(積立金の処分)

第十二条 (略)

第四章 雑則

(緊急時の要請)

第十三条 農林水産大臣は、農業生産の対象となる生物の生育環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがあると認められる場合において、農作物、家畜又は家きんに重大な被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究所に対し、第十一条第一号に掲げる業務のうち必要な基礎的な調査及び研究又はこれに関連する分析若しくは鑑定を実施すべきことを要請することができる。

2 (略)

(役員任期)

第九条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 (略)

(積立金の処分)

第十一条 (略)

第四章 雑則

(緊急時の要請)

第十二条 農林水産大臣は、農業生産の対象となる生物の生育環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがあると認められる場合において、農作物、家畜又は家きんに重大な被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究所に対し、第十一条第一号に掲げる業務のうち必要な基礎的な調査及び研究又はこれに関連する分析若しくは鑑定を実施すべきことを要請することができる。

2 (略)



(主務大臣等)

第十四条 (略)

第五章 罰則

第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十二条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

(主務大臣等)

第十三条 (略)

第五章 罰則

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条―第十条）</p> <p>第三章 業務等（第十一条・第十二条）</p> <p>第四章 雑則（第十三条）</p> <p>第五章 罰則（第十四条・第十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>〔削る。〕</p> <p>（事務所）</p> <p>第四条（略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第五条（略）</p> <p>第二章 役員及び職員（役員）</p> <p>第六条（略）</p> <p>（理事の職務及び権限等）</p> <p>第七条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員（第七条―第九条）</p> <p>第三章 業務等（第十条・第十一条）</p> <p>第四章 雑則（第十二条）</p> <p>第五章 罰則（第十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p>第四条 センターは、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所）</p> <p>第五条（略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第六条（略）</p> <p>第二章 役員（役員）</p> <p>第七条（略）</p> <p>（理事の職務及び権限等）</p> <p>第八条（略）</p>

(役員任期)

第八条 (略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 (略)

(積立金の処分)

第十二条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十三条 (略)

第五章 罰則

第十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

(役員任期)

第九条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 (略)

(積立金の処分)

第十一条 (略)

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十二条 (略)

第五章 罰則

第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。  
二 第十二条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。  
二 第十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

○ 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条―第十条）</p> <p>第三章 業務等（第十一条・第十二条）</p> <p>第四章 雑則（第十三条・第十四条）</p> <p>第五章 罰則（第十五条・第十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>〔削る。〕</p> <p>（事務所）</p> <p>第四条（略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第五条（略）</p> <p>第二章 役員及び職員（役員）</p> <p>第六条（略）</p> <p>（理事の職務及び権限等）</p> <p>第七条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員（第七条―第九条）</p> <p>第三章 業務等（第十条・第十一条）</p> <p>第四章 雑則（第十二条・第十三条）</p> <p>第五章 罰則（第十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（特定独立行政法人）</p> <p>第四条 研究所は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。</p> <p>（事務所）</p> <p>第五条（略）</p> <p>（資本金）</p> <p>第六条（略）</p> <p>第二章 役員（役員）</p> <p>第七条（略）</p> <p>（理事の職務及び権限等）</p> <p>第八条（略）</p>

(役員任期)

第八条 (略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 (略)

(積立金の処分)

第十二条 (略)

第四章 雑則

(緊急時の要請)

第十三条 農林水産大臣は、森林に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究所に対し、第十一条第一号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施すべきことを要請することができる。

2 (略)

(主務大臣等)

(役員任期)

第九条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 (略)

(積立金の処分)

第十一条 (略)

第四章 雑則

(緊急時の要請)

第十二条 農林水産大臣は、森林に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究所に対し、第十条第一号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施すべきことを要請することができる。

2 (略)

(主務大臣等)

第十四条 (略)

第五章 罰則

第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十二条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

第十三条 (略)

第五章 罰則

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十一条第一項の規定により農林水産大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

○ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）（附則第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（センターが実施すべき人工ふ化放流）                  第二十条 農林水産大臣は、毎年度、<u>湖河魚類のうちさけ及びます</u>の個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）が実施すべき人工ふ化放流に関する計画を定めなければならない。</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>（センターが実施すべき人工ふ化放流）                  第二十条 農林水産大臣は、毎年度、<u>湖河魚類のうちさけ及びます</u>の増殖を図るために独立行政法人さけ・ます資源管理センター（以下「センター」という。）が実施すべき人工ふ化放流に関する計画を定めなければならない。</p> <p>2 5 （略）</p>



○ 農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）（附則第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針）</p> <p>第五條の二 （略）</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象とすべき高性能農業機械等、その目標及びその実施方法に関する事項</p> <p>二 三 四 （略）</p> <p>3 4 5 （略）</p>	<p>（高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針）</p> <p>第五條の二 （略）</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（以下「研究機構」という。）が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象とすべき高性能農業機械等、その目標及びその実施方法に関する事項</p> <p>二 三 四 （略）</p> <p>3 4 5 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（設立及び業務）            第三条（略）            2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁については、それぞれ当該各号に掲げる職員をもつて組織する組合を設ける。            一 三（略）            四 農林水産省 林野庁に属する職員            3 5（略）</p> <p>（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い）            第二百二十四条の三 特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含むものとする。）は、職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第一項中「及びその所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びにその所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、同条第二項第四号中「林野庁」とあるのは「林野庁並びに独立行政法人林木育種センター及び独立行政法人森林総合研究所」と、第八条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する国立大学法人等」と、第三十一条第一項中「及び</p>	<p>（設立及び業務）            第三条（略）            2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁については、それぞれ当該各号に掲げる職員をもつて組織する組合を設ける。            一 三（略）            四 農林水産省 林野庁並びに独立行政法人林木育種センター及び独立行政法人森林総合研究所に属する職員            3 5（略）</p> <p>（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者の取扱い）            第二百二十四条の三 特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含むものとする。）は、職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第一項中「及びその所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びにその所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第八条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び</p>

条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第五項から第七項までの規定中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第二百二条第一項及び第四項並びに第二百二十二条中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの、国立大学法人等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

別表第三（第二百二十四条の三関係）

名称	根拠法
(略)	(略)
独立行政法人産業技術総合研究所	独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三十三号）
独立行政法人種苗管理センター	独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第八十四号）
独立行政法人家畜改良センター	独立行政法人家畜改良センター法（平成十一年法律第八十五号）

び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各庁の所管する特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第五項から第七項までの規定中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第二百二条第一項及び第四項並びに第二百二十二条中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの、国立大学法人等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

別表第三（第二百二十四条の三関係）

名称	根拠法
(略)	(略)

<p>独立行政法人林木育種センター</p>	<p>独立行政法人林木育種センター法（平成十一年法律第百八十九号）</p>	<p>独立行政法人水産大学校</p>	<p>独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）</p>	<p>独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構</p>	<p>独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）</p>	<p>独立行政法人農業生物資源研究所</p>	<p>独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第百九十三号）</p>	<p>独立行政法人農業環境技術研究所</p>	<p>独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十四号）</p>	<p>独立行政法人国際農林水産業研究センター</p>	<p>独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第百九十七号）</p>	<p>独立行政法人森林総合研究所</p>	<p>独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）</p>	<p>独立行政法人水産総合研究センター</p>	<p>独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）</p>
<p>独立行政法人産業技術総合研究所</p>															
<p>独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第百二十三号）</p>															

○ 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（附則第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（緊急時の要請等）            第二十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、関係各大臣に対し、独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第八十号）第十二条第一項の規定による求め又は独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第八十三号）第十二条第一項、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十八条第一項、独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号）第十三条第一項若しくは独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）第十五条第一項の規定による要請をするよう求めることができる。</p>	<p>（緊急時の要請等）            第二十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、関係各大臣に対し、独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第八十号）第十二条第一項の規定による求め又は独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第八十三号）第十二条第一項、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十九条第一項、独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号）第十二条第一項、独立行政法人食品総合研究所法（平成十一年法律第九十六号）第十二条第一項若しくは独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）第十四条第一項の規定による要請をするよう求めることができる。</p>

○ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（附則第二十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）			
文 書 名	作 成 者	文 書 名	作 成 者
(略)	(略)	(略)	(略)
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号（業務の範囲）の業務に関する文書	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十三条第一項第一号から第三号まで（業務の範囲）の業務に関する文書	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）			
文 書 名	作 成 者	文 書 名	作 成 者
(略)	(略)	(略)	(略)
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号（業務の範囲）の業務に関する文書	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十三条第一項第一号から第三号まで（業務の範囲）の業務に関する文書	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構
(略)	(略)	(略)	(略)

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（附則第二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十三条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 次に掲げる独立行政法人に関すること。</p> <p>イ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>「削る。」</p> <p>「削る。」</p> <p>ニ (略)</p> <p>六・七 (略)</p>	<p>第十三条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 次に掲げる独立行政法人に関すること。</p> <p>イ 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ 独立行政法人農業工学研究所</p> <p>ホ 独立行政法人食品総合研究所</p> <p>ヘ (略)</p> <p>六・七 (略)</p>